

24川監公第7号

平成24年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年12月12日付け23川監公第8号で公表した定期監査及び同日付23川監公第9号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松	川	欣	起
同	奥	宮	京	子
同	東		正	則
同	石	川	建	二

平成24年6月29日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 東 正則 様
同 石川 建二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年12月12日付け23川監報第9号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成23年度定期監査結果に対する措置状況

1 滞納債権の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

滞納債権の管理状況についてみたところ、次のような事例があったので、適切な管理に努められたい。

(1) 督促手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

公法上の債権にあつては納期限後20日以内に、私法上の債権にあつては期限を指定して督促しなければならないとされているにもかかわらず、次に掲げる債権について督促手続が行われていなかった事例

授産事業収入、心身障害者扶養共済掛金納付金、特別障害者手当返還金、精神保健医療費自己負担分、陽光園支援費入所者負担金、陽光園使用料給付費等請求分、陽光園使用料自己負担分、明望園使用料自己負担分、障害者支援施設めいぼう使用料自己負担分

[措置内容]

督促の必要な債権を再確認し、台帳の更新を行いました。今後は、折衝記録を残すとともに、督促手続については、法令等に則り適切に行うよう関係職員に周知徹底しました。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健課、同障害者支援施設めいぼう)

(2) 催告を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

介護老人保健施設三田あすみの丘の施設利用に伴う自己負担分及び使用料で未徴収であったものについて、当該施設の廃止後、催告が行われていなかった事例

[措置内容]

三田あすみの丘の施設利用に伴う自己負担分及び使用料については、滞納債権の回収に関する要領を定めました。今後、当該要領に従い適切な債権管理を行います。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(3) 折衝経過の記録を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

督促、催告等の折衝経過の記録が残されていなかった事例

[措置内容]

督促の必要な債権を再確認し、台帳の更新を行いました。今後は、折衝記録を残すとともに、督促手続については、法令等に則り適切に行うよう関係職員に周知徹底しました。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健課、同障害者支援施設めいぼう)

(4) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

時効により消滅していた特別障害者手当返還金に係る債権について、これまで不納欠損処分が行われていなかった事例

[措置内容]

時効の完成により請求権が消滅したものについては、不納欠損処分を行いました。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(5) 調定事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

授産事業収入について、誤って調定したことにより滞納債権として扱われていた事例

[措置内容]

授産事業収入（作業工賃）の調定誤りについては、調定額を変更することにより改善しました。

今後は書類の2重チェックを行うとともに、調定作業を月ごとにまとめて速やかに行うことにより、事務作業の重複による誤りの防止に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

2 市民館等の使用料を適正に管理すべきもの

[指摘の要旨]

平成22年度行政監査において、ふれあいネットシステムの所管部署と当該システムを使用する施設の各所管部署に対し、使用料の徴収率の向上に向けた体制を確立するよう要望したものである。

これを踏まえて、教育文化会館及び市民館の使用料について未収金徴収体制の一層の強化が行われているところではあるが、債権の管理事務について次のような事例があったことから、事務執行を適正に行われたい。

(1) 調定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

調定の所属年度又は調定額を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、調定内容の修正等を行いました。

また、適正な事務執行を行うように、関係職員への周知徹底を図りました。

た。

(川崎、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(2) 過誤納金に係る処理手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

過誤納金の還付手続が漏れていた事例及び過誤納金を他の債権に充当した際の不足分について調定手続が漏れていた事例

[措置内容]

過誤納金等については、還付手続及び不足分の調定について、手続を完了しました。

今後は、適正な処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

(宮前、多摩、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(3) 繰越調定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 繰越調定の債務者名や調定事由を記入する欄に誤った事項を記入していた事例

イ 繰越調定を行った理由が不明の事例

[措置内容]

繰越調定の誤記入の事例については修正し、繰越理由が不明な事例については、調査を行うことにより理由を判明させるなどしました。

(川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

3 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入、委託業務等を履行させ、予算執行伺等の日付を遡っていた事例があったので、予算執行伺、契約等の手続は適正に行われたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部精神保健福祉センター、同社会参加支援センター、看護短期大学事務局総務学生課、多

摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

[指摘の要旨]

また、相当長期間（6箇月以上）にわたり遡っていたものもあるので、これらについては、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

（健康福祉局総務部企画課、長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健課、同障害者支援施設めいぼう）

[措置内容]

指摘事項については、委託業務をリスト化し、処理経過を把握できるようにするなど、業務フローの見直しを行い、予算執行伺、契約等の手続を適正に行うよう関係職員に周知徹底を図りました。

4 物品等の契約を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされ、また、物品等について一括発注とすべきところ、所管する部署での契約となるよう分割して起案していた事例があった。物品等の契約について適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適切な契約事務を行うよう、関係職員に周知徹底を図りました。

（健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害福祉課、看護短期大学事務局総務学生課、宮前、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課）

5 事業のあり方を検討すべきもの

[指摘の要旨]

高齢者あんしん見守り往診ケア事業について、事業開始当初と比べて利用者は大幅に減少しているので、関係機関との協議も行いながら、事業目的が効果的に達成できるよう事業のあり方について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項については、事業委託先と協議を行いました。

現在、今後の事業のあり方について、検討を行っており、平成24年7月末を目途に方向性を確定する予定です。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

6 補助金の交付決定及び額の確定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

平成22年度の川崎市在宅寝たきり老人歯科診療事業補助金について、補助事業の収支の全容を把握することができず、補助金の交付決定及び額の確定を適正に行うための判断資料としては不十分な内容であった。

補助金の交付決定及び額の確定を行うに当たっては、補助事業の収支の全容が明確に記載された申請書及び実績報告書の提出を求め、必要な審査を行った上で交付決定及び額の確定を行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、補助金交付先と協議し、新たに平成22年度の収支計算書の提出を受け、補助事業の収支を含め、全容を確認しました。

また、平成23年度の収支計算書についても提出を受け、必要な審査を行った上で額の確定を適正に行いました。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

7 助成金の交付手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

平成22年度の川崎市心身障害者福祉事業基金助成金について、事業実績報告書には翌年度の日付が記載された領収書が多数添付されていたなど、補助事業の会計年度区分が適切でないものがあった。

助成金の交付決定の時期、交付方法等の見直しを図り、助成金の交付手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成23年度から下半期利子を見込額で実施することと、配分調整を行う運営委員会の開催時期を早めることで、会計年度内に事業実施が完了するように改善しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

8 委託事業と補助事業との経費負担を見直すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市精神障害者連絡会に対して委託しているピアカウンセリング事業について、連絡会事務所の運営に必要な家賃及び光熱水費の全てが当該事業の委託料から支出されていた。当該事業以外の事業でも使用される連絡会事務所の家賃等について委託料から支払われることは妥当性を欠くことから、委託事業と補助事業とに係る経費のあり方について見直しをされたい。

[措置内容]

ピアカウンセリング事業委託に計上されていた家賃及び光熱水費について、連絡会に対する補助金に組み替え、委託事業と補助事業とに係る経費の見直しを行いました。

(健康福祉局障害保健福祉部精神保健課)

9 収支報告書等の点検及び確認を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

平成22年度に交付した政務調査費において、一部の領収書に宛名や但し書が記載されていないものなどがあったので、点検及び確認を適切に行われたい。

また、支出伝票に記載された使途内容、按分の根拠等が簡単な表記にとどまっているものがあったので、できる限り分かりやすく記載するよう、各会派及び各議員に対して要請されたい。

[措置内容]

領収書の宛名や但し書の未記載の事例などについては、各会派又は交付対象議員に適切な処理をするよう要請しました。

今後は、運用指針に基づき、点検及び確認作業に遺漏のないよう作業要領を整備し、適正な事務処理に努めます。

更に、支出伝票に記載された使途内容、按分の根拠等が簡単な表記にとどまっている事例については、より分かりやすく記載するよう、会派及び交付対象議員に対し周知しました。

(議会局総務部庶務課)

10 委託業務の完了検査を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

一般廃棄物の収集運搬業務について、1年以上にわたり毎月同量の処理実績が記載された完了届を受領していたにもかかわらず、十分な確認を行わずそのまま完了検査を行っていた。

受託者に対して実績に応じた完了届を提出させた上で完了検査を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成23年10月から廃棄物処理量の適正な計量を行い、受託者から実績に応じた業務完了報告書の提出を受けました。それに基づき完了検査を適正に行いました。

今後も適正な処理に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害者更生相談所)

11 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務についてみたところ、次のような事例があったので、総務局が定めた基準である各種団体の会計業務に関する運用(以下「運用基準」という。)に沿って行うよう改められたい。

[指摘の要旨]

(1) 運用基準で定める指示書、現金出納簿等を作成していなかった事例

[措置内容]

今後は、職員が各種団体の所有に属する現金の会計業務に従事する場合においては、運用基準に則り、指示書、現金出納簿等を作成するなど、適正な現金の管理及び会計処理を行うよう周知徹底しました。

(多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

[指摘の要旨]

(2) 運用基準第4条で現金の出納に当たっては、各種団体から交付される指示書に基づかなければならないとされているが、指示書に基づかず支出していた事例

[措置内容]

現金の出納に当たっては、平成24年度から運用基準に則り、指示書に基づき行うよう改善しました。

(健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課)

[指摘の要旨]

(3) 運用基準第6条で会計年度ごとに1回以上行わなければならないとされている局長による検査が行われていなかった事例

[措置内容]

出納簿、収入及び支出整理簿並びに各種団体を名義人とする預金口座通帳について検査を実施しました。

(健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課)

12 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあつたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図りたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 減免の取扱いを明確に定めるべきもの

[指摘の要旨]

福祉センターホール使用料の減免の取扱いについて減免基準を明確にするべき事例

[措置内容]

指摘事項については、ワーキンググループを設置してそれを活用しながら他の公共施設の利用に係る減免について調査を行い、関係機関とも調整を図り平成24年度末までに減免基準案の作成をする予定です。

(健康福祉局障害保健福祉部盲人図書館)

(2) 支払期限内に支出すべきもの

[指摘の要旨]

対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、相手方の支払請求日から15日以内に支払いをしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約に関しては相手方の支払請求日から15日以内に支払いを行うよう、関係職員に周知徹底を図りました。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、同精神保健課、同障害者更生相談所、同障害者支援施設めいぼう、同盲人図書館、看護短期大学事務局総務学生課、川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(3) 交付金の支出を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

看護短期大学研究交付金について、交付決定前の支出を認めていた事例

[措置内容]

研究交付金の支出について、研究交付金の適正執行の徹底を各教員あてに周知しました。

(健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課)

(4) 履行期限の設定を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

軽易工事の履行期限について工事内容等を勘案せずにその大部分を3月31日としていた事例

[措置内容]

指摘事項に係る履行期限の設定を適切に行うべきものについて、案件の緊急性等を勘案し、適正に執行していくよう、関係職員に周知徹底を図りました。

今後は、適正な事務処理に努めていきます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(5) 契約事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

自動更新条項を設けた契約を締結し、予算の裏付けがないにもかかわらず契約更新の手続を行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、平成23年度をもって更新契約が終了しました。

今後は適正な契約事務を行うよう、関係職員に周知徹底を図りました。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(6) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 境界標が見当たらなかった事例

(高津、宮前、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

イ 測量図がなかった事例

(宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

[措置内容]

境界標及び測量図の整備に向け、予算措置等について関係部署と調整を進めております。

(7) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 使用者及び使用区分の決定が多数されていなかった事例

(高津、多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

イ 現物は廃棄済みであるが、物品不用処分を行っていないため、出納簿に登載されていた事例

(健康福祉局総務部庶務課、同企画課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健課、同障害者更生相談所、同盲人図書館、同障害者支援施設めいぼう、同社会参加支援センター、看護短期大学事務局総務学生課、川崎、中原、高津、宮前、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、議会局総務部庶務課)

ウ 所在不明となっている事例

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

エ 備品票が貼付されていなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同社会参加支援センター、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

オ 備品の使用者が変更されていなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健課、同精神保健福祉センター、同障害者更生相談所、同障害者支援施設めいぼう、同社会参加支援センター)

カ 異なる備品票が貼付されていた事例

(高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

キ 寄贈品について備品登録がされていなかった事例

(健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

[措置内容]

指摘のあった備品の管理については、一部を除き、適切な事務処理を行いました。その他のものにつきましても、速やかに対応を図ります。

今後は適正な管理に努めます。

(8) 消耗品の調達管理事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課、同精神保健課、同障害者支援施設めいぼう)

イ 1箇月以内の所要数量を超えて帳簿外で管理されていた事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

[措置内容]

指摘のあった消耗品の管理については、適切な事務処理を行いました。今後は適正な管理に努めます。

(9) 時間外勤務手当に係る決裁を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

時間外勤務の命令申請をさせずに結果申請の決裁のみを行っていた事例

[措置内容]

時間外勤務に係る決裁については、服務規程に従って適切に命令申請を行うよう、関係職員に周知徹底を図りました。

(幸、中原、高津、宮前、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、議会局総務部庶務課、議事調査部議事課、同政策調査課)

平成24年6月29日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 東 正則 様
同 石川 建二 様

川崎市教育委員会委員長 峪 正人

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年12月12日付け23川監報第9号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成23年度定期監査結果に対する措置状況

1 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入、委託業務等を履行させ、予算執行伺の日付を遡っていた事例があった。予算執行伺、契約等の手続は適正に行われたい。また、相当長期間（6箇月以上）にわたり遡っていたものもあるので、これらについては、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項について、事務を計画的に執行するとともに、予算執行伺、契約等の手続を規則に則り適切に行うよう関係職員に周知徹底しました。

（教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課、青少年科学館）

2 物品等の契約を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされている。しかしながら、物品等について一括発注とすべきところ、所管する部署での契約となるよう分割して起案していた事例があった。物品等の契約について適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、発注を計画的に行うとともに、定められた限度額を超える契約については規則に則り適切に行なうよう関係職員に周知徹底しました。

(教育委員会事務局生涯学習部多摩図書館、日本民家園)

3 契約に基づく履行を適正に確認すべきもの

[指摘の要旨]

学校施設有効活用事業プール監視業務委託について、各受託者から提出された業務日報をみたところ、仕様書で定められた、プールの排（環）水口及びその他の施設・設備の点検結果を記録していない受託者があった。これらの点検は事故防止のために重要な事項であることから、点検結果を業務日報に記録させるとともに、その結果について適正に確認されたい。

[措置内容]

点検結果の記録については、委託業務実施において安全確保を図るための重要な事項でありますので、平成24年度の事業実施においては業務日誌への点検結果の記録について受託者へ指導等を行いました。また、その点検結果について適正に確認します。

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

4 納品書を適正に保管すべきもの

[指摘の要旨]

物品の受入れに当たっては納品書を徴収して物品と照合確認し、物品調達した予算執行課において保管することとされているものの、平成23年度に購入した物品の納品書が全て保管されていなかった。

物品の購入等に係る事務の適正な執行の確保を図るためにも、物品受入検査に関する事務取扱要領に基づき事務を行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、物品受入検査に関する事務取扱要領に基づき、納品書を保管することとしました。また、関係職員に周知徹底しました。

(教育委員会事務局生涯学習部多摩図書館)

5 入園券及び年間パスポートの管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市立日本民家園使用規則（昭和51年教育委員会規則第11号）第4条及び第4条の3の規定に基づいて、日本民家園の入園料は、入園券、共通利用券又は年間パスポートにより徴収している。

この入園券等は川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号）に基づいて総合財務会計システムによる管理を行うべきところ、入園券及び年間パスポートについては独自の出納簿で管理を行っており、その数は現存数と大きく異なっていた。入園券及び年間パスポートが金券としての性質を有することに鑑み、総合財務会計システムによる管理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、物品会計規則に則り総合財務会計システムによる管理を行うよう改善しました。

(教育委員会事務局日本民家園)

6 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあったので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 収納金の払込みを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

複写機の釣銭を収納金に含めて指定金融機関に払い込んでいた事例

[措置内容]

指摘事項について、収納金にかかる調定の修正を行い、釣銭を正しい額

にしました。また、正確な歳入処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

(教育委員会事務局生涯学習部多摩図書館)

(2) 契約事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

自動更新条項を設けた契約を締結し、予算の裏付けがないにもかかわらず契約更新の手続を行っていた事例

[措置内容]

平成24年度については、単年度の契約を賃借人と締結しました。今後は長期継続契約とするよう調整を図っていきます。

(教育委員会事務局生涯学習部多摩図書館)

(3) 補助金の算定根拠を明確に定めるべきもの

[指摘の要旨]

補助割合等が補助金交付要綱、指令書等において明確に定められていなかった事例

[措置内容]

平成24年度から補助金の算定根拠について、交付申請書に記載させるとともに、補助金交付決定時の指令書において明確に決めました。補助金交付事務について、より透明性、客観性の確保をするため適正に執行します。

(教育委員会事務局職員部勤労課)

(4) 納品書を適切に確認すべきもの

[指摘の要旨]

納品書の金額が誤ったまま徴取していた事例

[措置内容]

指摘事項について、今後は適正に納品書の取扱いを行うよう関係職員に周知しました。

(教育委員会事務局生涯学習部幸図書館)

(5) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 現物は廃棄済みであるが、物品不用処分を行っていないため、出納簿に登載されていた事例

[措置内容]

指摘事項について、物品会計規則に基づき不用の決定及び処分の決定を行いました。今後も適正な備品管理に努めます。

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課、同文化財課、同川崎図書館、同幸図書館、同多摩図書館)

[指摘の要旨]

イ 所在不明となっている事例

[措置内容]

所在不明の備品については、廃棄済の備品について適正な事務処理がなされていないものであったため、物品会計規則に基づき不用の決定及び処分の決定を行いました。今後も適正な備品管理に努めます。

(教育委員会事務局生涯学習部麻生図書館)

[指摘の要旨]

ウ 備品票が貼付されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、備品票を貼付しました。今後も適正な備品管理に努めます。

(教育委員会事務局生涯学習部川崎図書館、同宮前図書館、同麻生図書館、日本民家園)

[指摘の要旨]

エ 異なる備品票が貼付されていた事例

[措置内容]

指摘事項について、適正な備品票を貼付しました。今後も適正な備品管理に努めます。

(教育委員会事務局職員部教職員課、生涯学習部麻生図書館)

[指摘の要旨]

オ 机、椅子、棚等の備品を消耗品として組み替えたため備品登録がされていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、今後は適切な事務手続を行い、適正な備品管理に努めます。

(教育委員会事務局青少年科学館)

(6) 消耗品の調達管理事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例

[措置内容]

物品会計規則に則り総合財務会計システムにより管理を行うよう改善しました。今後は適正な事務処理を行うよう関係職員に周知しました。

(教育委員会事務局生涯学習部文化財課)

[指摘の要旨]

イ 切手について出納簿と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

独自の帳簿に記録していたものの、総合財務会計システム上の出納簿の処理がなされていなかったため、出納簿と現存数が一致していませんでした。指摘事項については、総合財務会計システムで処理を行い改善しました。今後は適切に出納管理を行うよう関係職員に周知しました。

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(7) 時間外勤務手当に係る決裁を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

時間外勤務の命令申請をさせずに結果申請の決裁のみを行っていた事例

[措置内容]

時間外勤務命令に係る決裁を適正に行うよう関係職員に周知しました。

(教育委員会事務局生涯学習部幸図書館、青少年科学館)